



「日本GAP規範」に基づく農場評価制度

評価規準

Ver 1.2.

農業分類:組織＋全農場共通＋作物共通＋水田畑作＋園芸等

適用:日本GAP規範 Ver1.0.



一般社団法人 日本生産者GAP協会

日時			
生産組織		評価員	
生產品目			
(指定品目)			
評価時の状態	栽培		
	収穫		
	調製・貯蔵		
販売			
外部委託			
農場サンプリングの根拠			
備考			

署名	評価員		日付	
	生産組織		日付	

農場評価集計表

「日本GAP規範」農場評価制度

	評価 点数	評価+	該当外	評価0	評価1	評価2	評価3	評価4	管理分類小計
管理分類		5	0	0	-5	-10	-15	-20	
1. 組織管理システムの妥当性									
2. 販売管理システムの妥当性									
1. 農場管理システムの妥当性									
2. 土壌と作物養分管理									
3. 作物保護と農薬の管理									
4. 施設・設備と廃棄物の管理									
5. 農産物の安全性と食品衛生									
6. 労働安全と福祉の管理									
7. 環境保全と生物多様性の保護									
評価レベルごとの指摘項目数									
	管理分類の合計点数								
	総合点数(=1000点-管理分類の合計点数)								
	総合評価								

総評および推奨	総合点数	総合評価判定		
		右の件に該当していない	評価3が5項目以上あり、評価4がない	評価4が1項目以上ある
	1005点以上	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	
	900～1000点	☆☆☆☆	☆☆☆	
	800～895点	☆☆☆	☆☆	
	700～795点	☆☆	☆	
	600～695点	☆		
	595点以下			

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
組織評価基準						✓
	1. 組織管理システムの妥当性					
組	1.1	生産者に関する基本情報を把握して、一覧表などになっている。 ①生産者名 ②生産者の住所と連絡先 ③全ての圃場と施設の住所 ④栽培作物 ⑤作物ごとの栽培面積 ⑥作物ごとの共選・個選の識別 ⑦利用している農産物取扱い施設	4			
組	1.2	生産組織の組織構成を示す表や図がある。 ①生産組織の代表者 ②事務局の責任者・担当者 ③営農指導の責任者・担当者 ④商品管理の責任者・担当者 ⑤農産物取扱い施設の責任者・担当者	3			
組	1.3	生産組織の組織運営に関する規則文書があり、規則に準じて適切に運営されている。	3			
組	1.4	生産組織の生産管理に関する規則文書があり、規則に準じて適切に運営されている。	3			
組	1.5	生産組織の販売管理に関する規則文書があり、規則に準じて適切に運営されている。	3			
組	1.6	組織管理で発生した記録の取扱いおよび保管の規則があり、規則に準じて管理している。	3			
組	1.7	生産者および事務局担当者がルールに基づいて行動できるように、研修や教育活動等が行われている。	3			
組	1.8	組織管理について自己点検や内部監査が行われている。 ①組織管理の実践について、自己点検や内部監査を行う仕組みや制度がある。 ②組織管理の自己点検や内部監査を行う能力のある担当者があり、少なくとも年1回は実施している。 ③組織管理の自己点検や内部監査で指摘された内容が改善されたことを確認している。	3			
組	1.9	農場管理について内部監査が行われている。 ①農場管理の実践について、内部監査を行う仕組みや制度がある。 ②農場管理の内部監査を行う能力のある担当者があり、少なくとも年1回は実施している。 ③農場管理の内部監査で指摘された内容が改善されたことを確認している。	3			

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
	2. 販売管理システムの妥当性					
組	2.1	販売先との間で売買に関する契約書等を取り交わしている。	2			
組	2.2	出荷する商品は、ロットごとに生産組織名および生産者を特定できる表記などがある。	3			
組	2.3	出荷した商品の名称・品目、出荷年月日、出荷先、出荷数量を特定できる記録がある。	4			
組	2.4	出荷単位（出荷ロット）ごとに、生産者、集荷日を特定できる記録がある。	3			
組	2.5	農産物に関するクレームを受け付け、その内容を記録し、原因を追及し、問題点を改善し、その結果を記録する手順が確立されている。クレームがあった場合は、手順に沿って実施した内容を記録している。	3			
組	2.6	出荷した商品を速やかに回収するための対応手順を文書化し、関係者に周知している。	3			
組	2.7	農産物の残留農薬および／または必要に応じ、残留放射性物質が、食品衛生法に基づく基準を満たしているか、科学的に検証している。 残留農薬：組織内で残留農薬分析を実施しているか、外部の検証プログラムに参加している。 残留放射性物質：行政等による地域の放射能分析の結果に基づいて、組織内での分析の必要性を判断している。分析が必要な場合、組織内で放射能分析を実施しているか、外部の検証プログラムに参加している。	3			
組	2.8	残留農薬検査および／または残留放射性物質のサンプリング方法について、科学的な根拠が示されている。	3			

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
農場評価基準（“全農場共通”、“作物共通”、“水田畑作”、“園芸”）						
1. 農場管理システムの妥当性						
全	1.1	圃場・畜舎などの生産場所、農産物取扱い施設、資材保管施設は、名称・記号等で識別されており、生産場所は、図面や地図上で照合できるようになっている。	4			
全	1.2	農場管理の実施内容を記録する仕組みが確立されており、常に最新の記録が分かるように保管している。	4			
全	1.3	農場のリスク評価を行って、リスク管理に必要な地図（リスクマップ）や作業流れ図等を作成している。リスク要因の変化が考えられる大きな変更があった場合には、地図や図面等を更新している。 ① 圃場や周辺の地形や土質、水路、危険な箇所等を示した地図 ② 農場内の建物、道路、危険物の保管場所、水道管、ガス管、排水溝などの配置図 ③ 出入口、入出庫口、非常口、休憩所・飲食場所、トイレ、手洗い場等の調製施設の配置図 ④ 農産物調製・保管の作業流れ図など。	3			
全	1.4	緊急事態が発生した際の対応手順や連絡先一覧等を文書化している。緊急事態には、火災、人身事故、燃料・農薬等の流出などが含まれる。	3			
全	1.5	農場のリスクを最小限にするために遵守するルールを文書化し、必要に応じて訪問者や外部業者を含む農場関係者がいつでも確認できる状態になっている。	3			
全	1.6	文書化されたルールに基づいて行動できるように、研修や教育活動等が行われている。	2			
全	1.7	出荷した商品に、生産者を特定できる内容を表記している。また、出荷した商品の名称・品目、出荷年月日、出荷先、出荷数量を特定できる記録がある。	4			
全	1.8	出荷した商品に関するクレームを受け付け、その内容を記録し、原因を追及し、問題点を改善し、その結果を記録する手順が確立されている。クレームがあった場合は、手順に沿って実施した内容を記録している。 ※グループ全体で手順が運用されている場合は該当外。	3			
全	1.9	出荷した商品を速やかに回収するための対応手順を文書化し、作業者に周知している。 ※グループ全体で手順が運用されている場合は該当外。	3			

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
作	1.1	出荷した商品は、出荷単位（出荷ロット）ごとに、収穫日、収穫場所を特定できる記録がある。	3			
作	1.2	農産物の残留農薬および／または必要に応じ、残留放射性物質が、食品衛生法に基づく基準を満たしているか、科学的に検証している。 ※組織内または外部の検証プログラムに参加している場合は該当外。	3			
作	1.3	残留農薬検査および／または必要に応じ、残留放射性物質のサンプリング方法について、科学的な根拠が示されている。 ※組織内または外部の検証プログラムに参加している場合は該当外。	3			
2. 土壌と作物養分管理						
2.1 灌漑用水の管理						
作	2.1.1	灌漑用水に、農作物や収穫した農産物に悪影響を及ぼす可能性がないか、灌漑水についてのリスク評価を行っている。 評価結果に従って、必要な場合は水質分析を行い危害要因がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。	4			
作	2.1.2	作物の健康を維持する観点および水資源保護の観点から、適正な灌漑を行っている。	2			
水畑	2.1.1	水田から肥料や農薬の成分が流出しないように管理している。代かきに続き田植え前の強制落水や除草剤散布後7日以内での落水は行っていない。	4			
2.2 土壌管理						
作	2.2.1	圃場や圃場周辺の土壌、および培土や土壌改良材等圃場へ投入する資材に、農作物や収穫した農産物に悪影響を及ぼす可能性がないか、リスク評価を行っている。リスク評価の結果、圃場や圃場周辺に危害要因がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。	4			
作	2.2.2	土壌保全を確実にを行うための土壌管理計画が作成されている。計画には以下の内容が含まれている。 ① 土壌の種類 ② 前作の状況（土壌病害、連作障害、土壌消毒履歴、土壌流亡等の発生状況） ③ 土壌図や土壌分析の結果（作土の厚さ、土壌鉱物、有機物含量、保水力等の物理性） ④ 土壌改良・土作り計画（土壌消毒、石灰によるpH調整、有機物施用による土作りなど） ⑤放射性汚染物質やカドミウム等の重金属への技術対策	3			

評価規準

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
作	2.2.3	有機質資材の施用、作物残渣の土壌還元、輪作への緑肥の導入などの具体的な方策を検討し、土壌有機物量の維持・増加に取り組んでいる。	2			
作	2.2.4	石灰や土壌改良材の活用、深耕、クリーニングクロープの栽培などにより、土壌のpHやECを適正に保つようになっている。	3			
作	2.2.5	冬から春にかけて畑の表面が裸になり、強い風により土壌粒子が舞い上がるような圃場では、越冬する麦を秋に作付けたり、網マルチで土壌を覆ったりして、風食を防止している。	3			
作	2.2.6	土壌が流失しないようになっている。土壌が河川や湖沼等に流出したり、肥料成分が流失したりしないように管理している。	4			
作	2.2.7	収穫時に発生したワラや果樹の剪定枝やその他の植物残渣は、土壌中へ混和したり、堆肥として利用している。利用できない場合には廃棄物として適切に処理をしている。	2			
水畑	2.2.1	水田に稲ワラや緑肥をすき込む場合、充分な腐熟期間を設けている。稲ワラについては、秋には少なくとも気温が下がるまでにはすき込んでいる。	3			
2.3 作物養分管理						
作	2.3.1	圃場への全ての養分供給源を考慮し、化学肥料、有機質肥料、土壌改良資材等の施用に関する養分管理計画を作成している。養分管理計画は、窒素、リン酸等の投与が過剰にならないようになっている。	4			
作	2.3.2	気温が低くほとんど生長しない冬期には、作物が養分を吸収しないので、作物の特性に応じて化学肥料の施用を控えている。	3			
作	2.3.3	生育段階に合わせた施用、作物の根元への局所施用、緩効性肥料の使用など、肥料が効率的に作物へ利用される技術に取り組んでいる。	3			
作	2.3.4	有機肥料等は充分発酵・熟成させたものであり、病原菌による汚染、雑草種子の混入がないこと、また、重金属や放射性汚染物質の基準値以上の混入がないなど、安全性を証明できるものを使用している。	4			
作	2.3.5	肥料は、使用する都度記録し、記録簿には以下の項目が記録されている。 ① 使用した場所 ② 使用した年月日 ③ 肥料の商標名 ④ 肥料の成分 ⑤ 使用量	4			

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
作	2.3.6	肥料散布機や養液供給システムに異常や故障がないことを検証し、過剰に施用されることがないようにしている。	3			
園	2.3.1	養液栽培において、培養液の廃液を排出する時には、河川・湖沼等の富栄養化を起すことがないように、廃液の発生抑制や浄化処理などを行っている。	4			
3. 作物保護と農薬の管理						
3.1 作物保護・農薬の使用						
作	3.1.1	都道府県などで発行される防除指針や防除基準を参考に、普及指導員、営農指導員、資格所有者などの指導を受け、作物保護管理計画を作成している。作物保護管理計画には、以下の内容が含まれている。 ① 対象作物名 ② 防除対象病害虫・雑草名 ③ 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境作りの取組み ④ 発生状況と防除効果などの実績の判断基準 ⑤ 防除の実施予定日・予定場所 ⑥ 防除方法 ⑦ 必要な農薬等の防除資材と使用量	4			
作	3.1.2	作物保護管理計画には、予防的措置・判断・防除を適切に組み合わせた総合的病害虫・雑草管理を取り入れて実施している。	3			
作	3.1.3	農薬使用者は、農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー等の資格を持っているか、普及指導員、営農指導員、資格所有者の指導や助言を受けている。	3			
作	3.1.4	農薬の種類は、人の健康、生態系への影響、水系への影響を考慮して選択し、化学農薬の影響が最小になるように設計している。使用の際は、正しい予防措置を実施している。	4			
作	3.1.5	無登録農薬、禁止農薬、期限切れ農薬は使用していない。	4			
作	3.1.6	農薬の希釈や散布は、ラベルの記載通りに行っており、圃場ごとに必要な量だけ正確に計量・調合している。	4			
作	3.1.7	農薬の希釈は、農薬や希釈液がこぼれても河川や湖沼等へ流出しない場所で行っている。また、農薬を希釈する水を給水する場合は、農薬タンクを飲料水源や河川・湖沼等に直結して行っていない。	4			

評価規準

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
作	3.1.8	被覆を要する土壤燻蒸剤等の農薬を使用する場合は、ガス化した農薬が土壌から揮散することを防止する対策を実施している。また、土壤消毒終了後には、耕地を充分耕耘して土壌中に残っているガスを除去している。	4			
作	3.1.9	特定外来生物を利用する場合は、飼養等の許可を取得し、ハウス等の飼養施設の基準等に沿った逃出し防止の措置を講じている。	4			
作	3.1.10	播種や育苗で使用した農薬がこぼれないような対策をとっている。また、農薬がこぼれた場合は、農薬が環境に影響を及ぼさないようにしている。	4			
作	3.1.11	全ての農薬の使用について、以下の内容を記録簿に記録している。 ① 使用した年月日 ② 使用した場所 ③ 使用した作物 ④ 使用した農薬の商標名 ⑤ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量または希釈倍数	4			
作	3.1.12	収穫記録と農薬使用記録簿の対比等で農薬の使用時期（収穫前日数や定植前日数など）が守られていることが容易に分かる。また、農薬使用記録簿等から使用回数、成分回数が守られていることが容易に分かる。	4			
作	3.1.13	農薬散布機は、使用の都度、タンク、ホース、ノズルの内外、その他農薬が付着した全ての部分を洗浄している。	4			
作	3.1.14	散布後に残った農薬や農薬散布機等を洗った水は、排水路や河川等に絶対に流入させることなく、人や農作物や環境に危害のない場所に廃棄している。	4			
作	3.1.15	農薬を正しく散布するために、散布機具を取扱い説明書等に従って正しく整備し、散布機から農薬が均一に噴霧されることを確認している。	3			
作	3.1.16	農薬の空容器は、中に農薬が残っていないように処理してから、人や環境を汚染しないような方法で、適切に保管している。	3			
作	3.1.17	農薬の空容器の処分は、地域の行政やJAなどが行う適正な回収・処分サービスや産業廃棄物処理業者などを利用している。	4			
作	3.1.18	圃場の周辺からの農薬ドリフトの影響を認識し、必要な対策を講じている。	3			
作	3.1.19	周辺地への農薬のドリフトがないように、気象条件や時間帯を考慮し、ドリフト低減ノズルの使用、散布の方法、風やノズルの向きなどの対策を採っている。	4			

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
	3.2	農薬の保管・廃棄				
作	3.2.1	農薬は、専用の倉庫や頑丈なキャビネットなどに保管し、常に施錠している。その保管場所は農薬がこぼれた場合に農薬を貯留しておくことができる。また農薬保管場所には農薬や農薬散布機等以外のものがなく、入口には農薬の危険性を警告する表示がある。	4			
作	3.2.2	農薬の保管場所は、農薬が流出しても河川や湖沼に流れ出ない場所にあり、地面に浸透せず、保管場所から流出しないような構造になっている。また、農薬や希釈液が漏出した場合に回収するための砂や布等の吸着材を用意している。	4			
作	3.2.3	保管場所は、衝撃に強く燃え難い素材でできている。また、農薬は直射日光の影響を受けない冷涼で乾燥した場所に保管されている。倉庫などの人が立ち入る場所に保管している場合は、通気性がある。	4			
作	3.2.4	定期的に農薬の実地棚卸を行っており、購入記録と使用記録から正確な在庫が確認できる。	3			
作	3.2.5	農薬を他の容器に入れ替えていない。容器の破損や農薬の漏出などにより入れ替える場合は、状態の良い同一種類の空容器を、通常の洗浄処理を3回繰り返してから使用している。	3			
作	3.2.6	禁止農薬、期限切れ農薬、使用済み殺鼠剤、漏出物を吸収した砂や布等の吸収材などは、その他の農薬と区別して保管している。処分は、地域行政やJAなどが行う適正な回収・処分サービスや産業廃棄物処理業者などを利用している。	4			
	4.	施設・資材と廃棄物の管理				
	4.1	種苗管理				
作	4.1.1	購入した種苗の品種名、ロット番号、採種年月日、生産地（国）、販売者、購入年月日、購入量、使用農薬の成分と回数を記録しているか、伝票等を保管している。	4			
作	4.1.2	農作物の播種や定植に関して、使用した種子や苗の名称、日付、量を記録している。	3			
作	4.1.3	遺伝子組換え作物を栽培する場合は、栽培計画を都道府県に届出た上、周辺環境における交雑や他の品種の種子等への混入がないように管理している。	4			
	4.2	肥料の保管				

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
作	4.2.1	肥料は、排水溝や排水路から離れた場所で保管し、火気、直射日光、高温、雨・露および霜、物理的衝撃等の影響を受けないように保管している。生石灰や硝酸アンモニウムなど危険性の高い資材は、規制に従って適切に管理している。	4			
作	4.2.2	肥料は定期的に実地棚卸を行っており、購入記録と使用記録から正確な在庫が確認できる。	3			
作	4.2.3	堆肥等の有機質肥料を製造・保管する施設は、床がコンクリート、鋼板、防水シートなどの浸透性のない材料で作り、屋根やシート等で覆ったり、側壁を設けたりしている。	3			
4.3 燃料の保管						
全	4.3.1	燃料の貯蔵設備は、消防法に準拠した市区町村の条例に従っている。また、周辺は火気厳禁とし、周辺に燃えやすいものが置かれていない。	4			
全	4.3.2	漏れた燃料が河川・湖沼や土壌・地下水等を汚染しないように、燃料貯蔵設備の周辺には、防油堤や溝を設置している。漏れた燃料の回収に備えては砂や布などの吸収材を用意し、また、火災に備えて消火器等を用意している。	3			
全	4.3.3	燃料油の貯蔵容器や供給タンク、配管設備などに破損や故障がないか、定期的に点検している。	3			
4.4 廃棄物管理						
全	4.4.1	廃棄物は、回収や処分の方法に応じて適切に分別し、処分されるまでの間、農業や生活環境に支障がないよう適切な状態で保管している。圃場や施設にゴミが散らかっていない。	3			
全	4.4.2	農場で発生した廃棄物をみだりに焼却したり埋めたりせず、地域の回収・処分制度を利用したり、専門の業者に委託したりして適切に処分している。	4			
全	4.4.3	産業廃棄物を処分した際の産業廃棄物管理表（マニフェスト）を5年間保管している。JA、廃プラスチック類適正処理協議会等に回収・処理を委託した場合は、委託した伝票等の記録がある。	4			
全	4.4.4	土壌に還元される生分解性資材を利用したり、糞尿や残さ等を堆肥やバイオマス燃料に再生利用するなど、農場で発生する廃棄物の量を出来るだけ少なくする努力をしている。	2			
5. 農産物の安全性と食品衛生						
5.1 共通						

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
作	5.1.1	農産物の収穫・調製・保管・包装の取扱いと施設に、農産物へ危害を及ぼす可能性がないか、リスク評価を行っている。危害がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。	4			
作	5.1.2	農産物の収穫・調製・保管・包装の取扱いと施設における危害を防止するための「衛生管理ルール」が文書で記述されており、全ての作業者が理解し実施している。	4			
作	5.1.3	農産物を介して伝染する恐れのある病気にかかっている可能性のある人は、作業をさせないようにしている。また、切り傷や外傷などがある場合は、傷テープなどで覆われている。	3			
作	5.1.4	作業者は、農産物の種類に応じた衛生的な服装を着用している。また、作業場での喫煙や飲食は制限されている。	3			
作	5.1.5	短時間で行くことができる清潔なトイレが圃場や施設の周辺にあり、石鹸と手を洗う水が常備されている。農産物に直接触れる作業者は、作業に入る前、作業に戻る前に、手洗いをしている。	4			
5.2 農産物の収穫・輸送・収穫場所での包装						
作	5.2.1	繰り返し使う収穫用のコンテナや器具は、定期的に洗浄・消毒し、清潔に取り扱い、保管をしている。また、農産物に汚染や異物混入がないような手順で収穫している。	4			
作	5.2.2	農産物を輸送する荷台に農薬、肥料、燃料など農産物以外のものを一緒に載せていない。また、これらを輸送した後に農産物を輸送する場合は、洗剤で洗浄している。	4			
作	5.2.3	圃場で直接、出荷用に包装する場合は、包装容器が堆肥・土壌などで汚染されないような手順で実施している。	4			
5.3 農産物の調製・保管・包装						
作	5.3.1	農産物を取り扱う施設内は、整理・整頓・清掃（3S）が行き届き、清潔で乾燥した状態になっている。	3			
作	5.3.2	農産物を取り扱う施設内は、十分な採光や照明、換気が確保されている。また、農産物に応じて、必要な温度管理を行っている。	3			

評価規準

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
作	5.3.3	農産物を取り扱う施設の設備や機械器具は、定期的に点検・整備、清掃を行っており、汚染や異物混入の要因を取り除いている。農産物のくずやゴミは、特定の場所にまとめ、その場所をきれいに清掃している。	3			
作	5.3.4	農産物を取り扱う施設に、収穫後の農産物の洗浄、選果、調製、梱包、保管等に必要のない物品が置かれていない。整備に必要な工具や潤滑油、清掃用具等は、農産物を取り扱う場所から離して保管している。	3			
作	5.3.5	ペットや野生動物が農産物取扱い施設へ侵入し、農産物へ接触したり、農産物を取り扱う施設に侵入したりしないように、具体的な対策が実施されている。施設へ侵入されたことが判った場合には、直ちに排除する対策を用意している。害獣の捕獲やそ族・昆虫への殺剤使用は、その管理を記録している。	3			
作	5.3.6	農産物の調製や保管に用いる容器、出荷用のコンテナや段ボール箱等の包装資材は、農薬や肥料等により汚染されないよう取り扱っている。	4			
作	5.3.7	農産物の上にある照明器具は、破損しないもの、あるいは破損しても破片等が飛び散らないものを用いている。	3			
園	5.3.1	農産物の洗浄等の出荷前に使う水や出荷時に使用する氷は、公共の水道水を使用しているか、井戸水の場合は1年に1回水質検査を実施して、飲用に適していることを確認している。	4			
6. 労働安全と福祉の管理						
全	6.1	作業者の安全と健康に危害を及ぼす要因がないか、リスク評価を行っている。危害がないことを確認しているか、危害を及ぼさない状態にする対策を採っている。	4			
全	6.2	事故や怪我に備え、飲める水、救急箱、緊急連絡先、応急手当等の手順書を常に備えている。	3			
全	6.3	事故や怪我に備えて、救命・応急手当の訓練を受けている。	2			
全	6.4	作業者が、飲酒や病気、負傷、過労等により正常な作業が困難な場合は、作業を中止するか、必要に応じて作業の内容を制限している。また、年少者や作業の未熟練者、機械操作や化学物質等を取り扱う作業に必要な資格を有しない者に作業をさせていない。	4			
全	6.5	作業者は、定期的に健康診断を受けている。	2			

評価規準

組織＋全農場共通＋作物共通＋水田畑作＋園芸等

農業分類	項目番号	項目内容	上限	評価	事務局項目	コメント
全	6.6	作業上、特に危険な場所は表示をするなどして事故を防止する対策を採っている。また、危険な作業は作業補助者を配置するなどの負担軽減に努めている。	3			
全	6.7	機械・器具は、事前に点検を行い、異常がある場合には、調整や修理を受ける等の必要な措置をとっている。	3			
全	6.8	作業者は、安全に作業できるように、作業に適した服装や防護装備を着用している。	3			
全	6.9	労災保険(労働者災害補償保険)や傷害共済等の任意保険に加入している。	2			
全	6.10	農業機械を操作する者は、運転や操作に必要な免許を取得し、運転や操作は法令等に準拠している。農業機械の取扱説明書は、いつでも取り出して読めるようにしている。	4			
作	6.1	農薬の希釈や散布の際、作業者は、容器にあるラベルの指示に従ってゴム靴、防水服、ゴーグル、ゴム手袋、国家検定に合格したマスクなどの防護用品を着用・使用している。	4			
作	6.2	防護服等は、使用後に良く洗浄し、他のものと離れた換気の良い場所に保管している。	3			
7. 環境保全と生物多様性の保護						
全	7.1	農場周辺や地域における生物(野生の動植物)の多様性の状況を監視し、その結果を科学的に評価している。	+			
全	7.2	評価結果から、農場周辺や地域における生物の多様性を保全する取組みを実施している。	+			
全	7.3	農場周辺の自然環境の保全、良好な景観の形成に向けた個人または地域での取組みに参加している。	+			